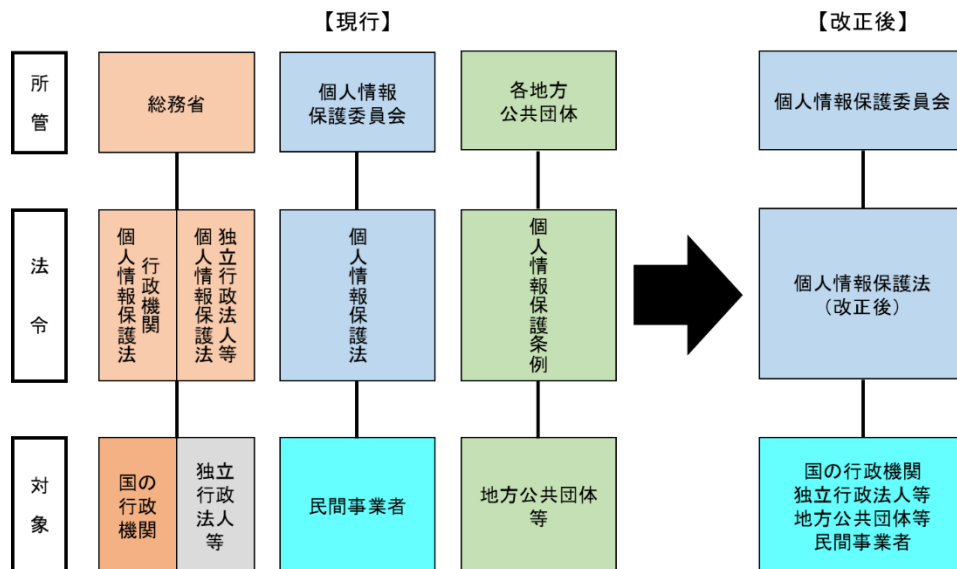


# 「(仮称) 登米市議会個人情報保護条例」 骨子案について

## 1 個人情報保護法の改正

個人情報の取扱いについて、これまで、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び民間事業者についての規律が当該対象ごとに分かれていましたが、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正（以下「改正法」といいます。）され、令和5年4月1日からは、当該改正法により全国的に共通ルールが適用されることになります。



## 2 改正法の適用範囲

今回の法律改正により、地方公共団体の執行機関には、改正法の規定が直接適用されることとなりますが、地方議会は、国会や裁判所が三権分立の観点から法による個人情報の取扱いに係る規律の対象になっていないこととの整合を図るため、改正法の適用対象外となりました。

【補足】市（執行機関側）は改正法が直接適用されるため、現行条例を廃止し、法の施行に必要な事項を定める新たな施行条例を制定します。

### 新個人情報保護法 第2条（第11項第2号）

11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一 （略）

二 地方公共団体の機関（**議会を除く。**次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）

三・四 （略）

## 3 議会における個人情報の取扱い

これまで、現行の「登米市個人情報保護条例」において、市議会も市の実施機関として位置付けられ制度を運用してきましたが、今回の法律改正により、議会は地方公共団体の実施機関から除外されることから、市の個人情報の取扱いに係る規律の適用対象外となります。

そのため、市議会の個人情報の取扱いに必要な事項を定める「(仮称) 登米市議会個人情報保護条例」を制定し、適用いたします。

## 4 条例作成の基本的考え方

本条例は、改正法との整合性を勘案するとともに、法が直接適用される執行機関側と、適用されない議会側の保有する個人情報の手続きや、取扱いに関して齟齬が生じることを避けるため、改正法「第五章 行政機関等の義務等」の規定を基本（第一章、第六章～第八章の一部を含みます。）に作成します。

### 《条例作成のイメージ》

| （仮称）登米市議会個人情報保護条例      |  | 新個人情報保護法                            |
|------------------------|--|-------------------------------------|
| 第1章 総則（第1条～第3条）        |  | 第一章 総則（第一条～第三条）                     |
| 第2章 個人情報の取扱い（第4条～第16条） |  | 第二章～第四章（略）                          |
| 第3章 個人情報ファイル（第17条）     |  | 第五章 行政機関等の義務等                       |
| 第4章 開示、訂正及び利用停止        |  | 第一節 総則（第六十条）                        |
| 第1節 開示（第18条～第30条）      |  | 第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い（第六十一条～第七十三条） |
| 第2節 訂正（第31条～第37条）      |  | 第三節 個人情報ファイル（第七十四条・第七十五条）           |
| 第3節 利用停止（第38条～第43条）    |  | 第四節 開示、訂正及び利用停止                     |
| 第4節 審査請求（第44条～第46条）    |  | 第一款 開示（第七十六条～第八十九条）                 |
|                        |  | 第二款 訂正（第九十条～第九十七条）                  |
|                        |  | 第三款 利用停止（第九十八条～百三条）                 |
|                        |  | 第四款 審査請求（百四条～百七条）                   |
|                        |  | 第五款 （略）                             |
| 第5章 雑則（第47条～第51条）      |  | 第五節 （略）                             |
| 第6章 罰則（第52条～第57条）      |  | 第六節 雑則（第二百二十四条～第二百二十九条）             |
| 附則                     |  | 第六章 （略）                             |
|                        |  | 第七章 雑則（百七十一条～百七十五条）                 |
|                        |  | 第八章 罰則（百七十六条～百八十五条）                 |
|                        |  | 附則                                  |

また、改正法上で、権限行使の主体や具体的義務の対象のものには「行政機関の長等」を、その他のものは「行政機関」を用いて使い分けられている用語について、本条例では以下のとおり整理し作成します。

- ① 機関として負うべき義務を課す場合は「議会」
- ② 個人情報に関する手続きや処分等を行う場合の権利行使の主体は「議長」

## 5 条例の骨子案

### ① 個人情報の対象について

本条例における議会の個人情報の対象としては、基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定するものとします。

各議員が議員活動などで取得する個人情報については、議員の職務の範囲は広汎かつ法令上明確でないことから、議員が取得した個人情報を保有個人情報として条例による規制の対象とすると、議員活動に対する過度な規制となる恐れがあることなどの理由から、対象外となります。

#### 議会が保有している個人情報の例

- ・ 請願、陳情の署名簿 ・ 傍聴人受付票 ・ 氏名入りの住民アンケートなど議会が取得した個人情報
- ・ 参考人、公述人等に関する情報など住民から議会へ提供されたもの
- ・ 退職議員を含む議員の経歴などの情報（表彰、年金など） ・ 議会事務局職員の人事情報

などが考えられます。

## ② 開示請求における手数料について

地方公共団体に対し開示請求をする場合については、その手数料を条例で定めることとされています。

本市においては、従来から手数料を徴収しておらず、コピー代等を実費負担していただいております。新たに制定される市の施行条例では、今後も同様の取扱いになるよう規定を設ける考えです。

このことから、市の施行条例の取扱いとの齟齬を避けるため、本条例においても、同様の規定とします。

## ③ 開示決定等の期限について

今回の法律改正により、全国的に共通ルールが適用されるという観点から、開示決定等の期限については、改正法の期限に統一することとします。

なお、議会には議員の任期満了や、議会の解散等により、議長及び副議長がともに欠ける期間が生じます。その場合、権利行使の決定者が不在となるため、開示決定等の期限に、議長及び副議長がともに欠ける期間は算入しません。

## ④ 罰則について

罰則規定がある法が適用される市の施行条例の取扱いとの齟齬を避けるため、改正法を参考にして本条例に罰則規定を設けます。

「過料」の規定について、改正法第 185 条では『10 万円以下の過料に処する。』と規定されていますが、条例で定められる過料の上限は、地方自治法第 14 条第 3 項の規定により「5 万円」となっていることから、本条例における過料の規定は『5 万円以下の過料に処する。』とします。

## 5 今後のスケジュール

|                           |                |
|---------------------------|----------------|
| 令和 4 年 9 月 21 日～10 月 21 日 | パブリックコメント実施    |
| 令和 4 年 10 月下旬             | 意見集約、条例案作成     |
| 令和 4 年 12 月               | 12 月定期議会へ条例案提出 |
| 令和 5 年 4 月 1 日            | 条例施行           |